

経済財政運営と改革の基本方針 2019
～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～
(令和元年6月21日閣議決定)

＜関係部分抜粋＞

第1章 現下の日本経済

1. 内外の経済動向と今後の課題

(1) 日本経済の現状と課題

第2次安倍内閣が発足した2012年当時、我が国は、経済の低迷やデフレに苦しみ、成長力の低下やグローバル競争の激化をはじめ、その取り巻く経済環境の厳しさが増す中で、国民の間では、閉塞感や先行きの不透明感が強まる状況に陥っていた。このため、まずは経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開することにより、こうした局面を打開することに成功した。

現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も、大きく改善している。雇用面では、生産年齢人口がこの6年間で約500万人減少する中であっても、女性・高齢者の労働参加により就業者が約380万人増加した。また、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降3年連続で3%程度の引上げを実現したほか、春季労使交渉では中小企業を含め2%程度の高い賃金上昇が続くなど、着実かつ継続的な賃上げが実現している。

アベノミクスの成果は地域にも波及し、統計を取り始めて以来初めて有効求人倍率は全都道府県で1倍を超える状態が続くとともに、2000年代半ばの景気回復期と比べて、全国的に景況感が改善する中で地域間のばらつきも小さくなっている。さらに、地方圏の地価がバブル崩壊後初めて上昇に転じるなど、地方における経済の好循環の前向きな動きが生まれ始めている。

一方で、中国経済の減速等を背景に輸出や生産が弱含んでおり、先行きについても、米中貿易摩擦の激化など通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行きなどの下方リスクにはしっかり目配りする必要がある。

財政面では、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、国・地方の基礎的財政収支（以下「PB」という。）の対GDP比は、2012年度の▲5.5%から2018年度には▲2.8%に縮小する見込みである。また、新経済・財政再生計画（2019～25年度）を定め、団塊の世代が75歳に入り始める2022年までの3年間を「基盤強化期間」（2019～21年度）と位置付け、令和元年度予算から目安に沿った予算編成を行うなど、引き続き経済再生と財政健全化に着実に取り組むこととされた。

2019年10月には、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、また、社会保障の充実と財政健全化にも資するよう、消費税率の8%から10%への引上げを予定している。今回は、前回2014年4月の引上げ後に景気の回復力が弱まっ

たという経験を十分にいかし、需要変動の平準化に万全を期すこととしている。すなわち、教育無償化や社会保障の充実、軽減税率制度の実施により、今回の引上げによる経済への影響を2兆円程度に抑制する。加えて、予算面では、臨時・特別の措置として、令和元年度当初予算において、2兆円程度、税制面では0.3兆円程度、合わせて2.3兆円程度という十二分な規模の措置を盛り込んだところであり、これらの適切な執行により、消費税率引上げ前後の需要変動の平準化を図り、経済の回復基調に影響を及ぼさないように取り組むこととしている。

中長期の課題に目を転ずれば、平成から令和の時代に引き継がれた課題が多いことは、否めない。人口減少・少子高齢化の進行、第4次産業革命の到来、生産性と成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、通商問題・保護主義の台頭、エネルギー・環境制約の高まり、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発、社会保障と財政の持続可能性など、我が国が直面する大きな変化や喫緊の課題は、枚挙に暇がない。特に、これまで世界的にも経験したことがない、人口減少や少子高齢化の急速な進展は、我が国経済が直面する最大の壁となっている。

(中略)

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(中略)

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

一人一人の人材の質を高めるとともに、人生100年時代に向けて誰もが生きがいを感じてその能力を思う存分に発揮できる社会を構築するため、「人づくり革命」と「働き方改革」を推進する。また、Society 5.0時代のニーズに合わせて、従来の型にはまった教育システムを複線型に転換するなど、多様性を追求できる仕組みに改革する。あわせて、成長と分配の好循環を継続・拡大させるため、就職氷河期世代の人々が安定的に就労するなど社会への参画機会を拡大する仕組みを構築するとともに、最低賃金の上昇を実現する。

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

(中略)

(2) 働き方改革の推進

育児や介護など一人一人の事情に応じた多様な働き方を選択でき、誰もがその能力を思う存分発揮できる一億総活躍社会の実現に向けて、働き方改革を推進する。

働き方改革関連法については、36協定でも超えてはならない罰則付きの時間外労働の上限規制等による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、同一労働同一賃金の導入など雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を着実に推進すべく、円滑な施行を進める。

このため、ワンストップの相談窓口である「働き方改革推進支援センター」において、引き続き、中小企業支援機関とも連携しつつ、企業への相談支援を行うとともに、中小企業・小規模事業者の労働法制に対する理解を深めるため、今般の労働制度改革の内容をはじめ、労働法制の周知徹底を図る。

一方で、引き続き、時間外労働の上限規制の適用が猶予される業務については、その業務特有の事情を踏まえたきめ細かな取組を省庁横断的に実施して労働時間の短縮を図り、上限規制の適用に向けた環境整備を着実に進める。

働き方改革の実現及び定着に向けて、中小企業支援機関の相談体制の強化や、生産性向上に資する一層の設備投資・IT導入など生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への支援に取り組む。大企業における働き方改革のしわ寄せにより、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃上げが妨げられることのないよう、適正なコストを負担しない短納期発注の抑制などの取引上の配慮について産業界に対して、改善に向けた要請や指導を行うとともに、取引関係の実態把握に努めるほか、取引条件の改善に向け、下請取引対策の強化に積極的に取り組む。

子育て、介護、治療など様々な事情に応じて、柔軟に休暇を取得できるよう、民間企業において、1時間単位で年次有給休暇を取得する取組を推進する。また、介護休暇制度については、現行では半日単位の取得しか認められていないため、1時間単位の取得が可能となるよう、必要な法令の見直しを行う。

地域の実情に即した働き方改革を進めるため、「地方版政労使会議」等を活用し、地方自治体、労使その他の関係者間の連携体制を整備する。

(3) 所得向上策の推進

① 就職氷河期世代支援プログラム

(中略)

② 最低賃金の引上げ

経済成長率の引上げや日本経済全体の生産性の底上げを図りつつ、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に積極的に取り組む。生産性向上に意欲をもって取り組む中小企業・小規模事業者に対して、きめ細かな伴走型の支援を粘り強く行っていくことをはじめ、思い切った支援策を講ずるとともに、下請中小企業振興法に基づく振興基準の更なる徹底を含め取引関係の適正化を進め、下請事業者による労務費上昇の取引対価への転嫁の円滑化を図る。

最低賃金については、この3年、年率3%程度を目途として引き上げられてきたことを踏まえ、景気や物価動向を見つつ、地域間格差にも配慮しながら、これらの取組とあいまって、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。あわせて、我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準に留まる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する。

3. 地方創生の推進

(中略)

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

即戦力となる中核人材の確保を地域金融機関・商工会議所をはじめとする経営支援機関等を通じて支援する。若者・女性・高齢者などの潜在的労働力の活用を促進する。既存人材の育成にも取り組む。

Society 5.0 を実現し、サプライチェーン全体の最適化を含めて生産性向上を図るため、「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」等の活用によるITツール導入支援、中小企業の実態

に合ったAIツール開発とAI人材育成の一体的推進、中堅・中小企業に対するIoT・ロボットの導入・利用促進支援等を行う。また、地域未来牽引企業等による地域経済を牽引けんいんする事業に対して、地域未来投資促進法をはじめ、予算、税制、金融、規制の特例などの支援を重点投入する。

事業承継については、事業承継税制の活用促進を図りつつ、10年程度の集中実施期間で予算、税制などの総合的な支援を強力に進める。特に、第三者承継や経営資源引継ぎ型の創業を後押しするため、M&Aを通じた事業再編やマッチングへの支援を促進する。第二創業・ベンチャー型事業承継への支援を拡充・重点化する。経営者保証の取扱いについて「経営者保証に関するガイドライン」の特則策定、後継者の保証を不要とする信用保証制度の創設と保証料負担の最大ゼロまでの軽減を行う。地方創生のための銀行の出資規制見直しを通じ、円滑な事業承継や地域活性化事業の効果的な支援に資する地域金融機関の強化を進める。

経営発達支援計画について、市町村が新たに共同作成するスキームに見直し、地域課題への支援内容の充実化を図る。中小企業の防災・減災対策のため、金融・税制による支援に加え、事業継続力強化計画の策定支援や人材育成を行う。「中小企業支援プラットフォーム」を構築し、施策の利便性向上とデータに基づく中小企業行政の実現を目指す。

NPO法人等非営利法人に対しても、各種の中小企業支援制度が活用できるよう、法人の実施する事業の性格、個々の制度の趣旨・内容を踏まえて、柔軟に対応する。